

(案)  
(公印・契印省略)

資料 1-2

統計委第 号  
令和3年 月 日

総務大臣  
武田良太 殿

統計委員会委員長  
北村行伸

## 令和4年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議

削除 (素案)

統計委員会は、令和4年度における統計リソース（予算・人員）の重点的な配分に関する基本的な考え方等を下記のとおり取りまとめたので、建議する。

総務大臣におかれましては、各府省における概算要求等の検討に資するため、本建議の内容を各府省に速やかに通知するとともに、本建議の内容を十分に踏まえて、「令和4年度各府省統計調査計画等審査」を行うよう要請する。

記

### 1 基本的な考え方

公的統計は、各種行政施策の立案・評価及び国民・企業などの意思決定のための基礎的資料として活用され、国民生活の向上や社会経済の発展のために重要な役割を担っているところ、新型コロナウイルス感染症の感染状況が収束しない中で、社会経済の急激な変化を正確かつ継続的に捉えるものとして、その重要性が改めて認識されている。

一年以上続くコロナ禍の中、一部の統計調査は中止、延期を余儀なくされたものの、各府省は、緊急的・暫定的措置として郵送調査・オンライン調査を導入する等により、多くの調査を実施してきた。

しかしながら、昨今の統計調査の現場に目を向けると、保健所等の調査の経由機関においては、新型コロナウイルス感染症対策を始めとする業務上の負担が増大し、迅速な情報共有ができなくなっただけでなく、統計調査業務に支障を来たすようになったほか、統計調査員による対面調査も困難になるなど、新型コロナウイルス感染症対策に係る調査体制の課題も明らかとなつた。こうした中、今後も統計調査を継続的に実施していくためには、調査の経由機関の業務体制の強化を図るほか、オンライン調査の一層の拡充などによ

削除 で

削除 な状況にある

削除 環境は依然として厳しい

り、報告者や統計調査員の負担軽減や安全の確保を図ることが必要である。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、政府全体がデジタル化の必要性を強く認識するきっかけとなった。今後、デジタル改革関連法に基づくデジタル庁の設置等により、公的統計においても、デジタル技術の活用やデータを利活用しやすくなることが一層求められることとなる。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などに伴う社会経済情勢の急激な変化を機動的に捉えるため、官民のデータホルダーの連携等により、行政記録情報・民間ビッグデータの特性を見極めながら、統計へのこれらの活用を加速することが重要である。このほか、緊急時においても、誤りのない統計データを早期に提供できるよう、統計関係情報システムの見直し等による業務効率化を図ることに加え、PDCAサイクルの確立のための体制整備など、統計作成プロセスを不斷に見直していくことも必要である。さらには、緊急時において、各種の行政記録情報をオンラインで取得できるようにする取組が随時進められているところである。その際、オンラインで取得した行政記録情報を、効率的に統計作成に活用できるシステムの構築を図るなど、各種データの連携・集約を意識した取組が期待される。

また、統計データの利活用に当たっては、利用しやすい形式で誰もが容易にデータを扱えるようアクセシビリティを確保する必要があるため、機械判読可能な統計データの提供、メタデータの整備など、統計データの提供の高度化を進めるとともに、二次的利用の推進に当たっては、調査票情報を再集計しやすい形で蓄積する取組を進める必要がある。

さらに、高度化する統計データを扱うことができる高い専門知識を有する統計職員を育成することは急務となっており、これまで以上に一層の取組を進める必要がある。

以上を踏まえ、政府においては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定）に記載されている取組を中心に、統計改革や公的統計の品質向上などを引き続き着実に実行していくことが重要である。

## 2 令和4年度の重点分野

上記1の基本的な考え方に基づき、令和4年度の概算要求等においては、以下の課題に統計リソースを重点的に配分すべきと考える。なお、今年度から着手できる事項については、令和4年度概算要求等を待たずに取りかかるべきである。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応は現在も継続していることから、今後の状況を踏まえ、統計委員会として追加的な要請を行うこともあり得る。

## (1) デジタル技術等を活用した統計の作成、業務効率化等

### ① 行政記録情報・ビッグデータ等や新技術の統計への活用

- 行政記録情報やビッグデータ等の統計への積極的な活用（行政記録情報を活用するためのシステムなどの構築のほか、ビッグデータ等の特性の確認並びにその活用を通じた革新的なデータ収集・分析手法及び調査の効率化手法に関する調査研究、ビッグデータ等の補完データとしての活用及び活用した公的統計に関する情報の網羅的な把握等）
- ドローンなどのリモートセンシング技術を活用した実測調査手法や、AIを活用した人工衛星データの画像解析等の新技術の統計への活用

### ② システムの見直し、デジタル機器の活用等による業務効率化

- オンライン調査システムの拡充など政府統計共同利用システムの見直し、緊急時における施策の立案や効果検証に必要とされる各種統計の提供の早期化のための業務・システムの見直し、システムによるエラーチェックや分析的審査の導入及び調査票の回収状況等の調査の進捗管理など、業務効率化に資する統計関係情報システムの見直し
- 民間クラウドの機能を最大限に活用した統計関係情報システムのブラックボックス化の解消・防止
- タブレット、スマートフォン等のデジタル機器を活用した、効率的な統計調査の実施、統計調査員による調査の進捗管理及び統計調査員に対する効率的・効果的な指導監督等

### ③ 統計作成プロセスの見直し

- 報告者の負担軽減や、統計ユーザーのEBPM等のニーズに対応した統計を作成するとともに、統計の品質確保を図るために、PDCAサイクルの確立、監査の実施及び分析的審査の強化に向けた体制整備や、統計業務マニュアルの整備、統計関係情報システムの構築など、統計作成プロセスの不断の見直し

~~削除~~・

~~削除~~のための

~~削除~~、統計業務マニュアルの整備

### ④ 調査の経由機関や統計調査員等の負担軽減等

- 調査の経由機関である地方公共団体等の負担軽減や、統計調査員による対面調査を極力回避するための調査手法の見直し（コールセンタ

~~削除~~、安定的な業務体制の確保

一の設置やA I を活用した調査客体等からの照会対応、個人情報保護・情報セキュリティを確保した民間委託やオンライン調査の新規導入・範囲拡大等)

## (2) 統計データの利活用促進

- DX (デジタルトランスフォーメーション) の進展に伴う統計ユーザーのニーズに対応する、e-Stat 等における統計データの提供の高度化 (機械判読可能な統計データの提供、メタデータの整備、各種情報が入手できるデータベースの利便性の向上等)
- BI (ビジネスインテリジェンスツール) の活用やG I S (地理情報システム) の高度化など、視覚的・直感的な理解に資するビジュアル化した形式での統計データの提供
- 統計データ提供のための基盤強化 (オンサイト施設の設置や利用促進のほか、オンライン利用が可能な統計調査の拡充及び利用者の利便性に配慮した情報の付加など、利用しやすい形による調査票情報の蓄積等)

## (3) 調査体制の強化と人材の確保・育成

- 調査の経由機関である保健所等の業務体制の強化
- 統計データアナリスト・統計データアナリスト補などの統計データ人材の目標数を定めた計画的な確保・育成や、広く統計に関する知識・経験を有する人材の計画的な確保・育成、統計研修の充実 (国・地方の職員向けのオンライン研修の推進・拡充、新任の幹部・管理職向け研修の実施、統計調査員研修の充実 (e ラーニングなどオンライン化))、高等教育機関におけるデータサイエンティスト育成との連携・協力、専門機関への派遣、データ教育・統計教育の充実、優秀な統計調査員の確保・育成・運用、統計調査員の適切な管理・支援に必要な体制の確保

削除

## (4) その他の重点項目

- 国民経済計算の整備 (基礎統計の改善、QEの精度向上、産業連関表のSUT体系への移行に向けた対応等)
- 地方公共団体への支援強化 (地方公共団体の統計職員の業務の標準化、調査環境の悪化や統計調査員の高齢化等の課題への対応)
- ジェンダー統計※の充実 (各種統計の整備状況の調査・公表、男女別データの収集、分析の推進)

※ 男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計

### 3 本建議の周知、フォローアップ等

本建議が統計リソースの確保及び重点的な配分に着実に反映され、フォローアップを通じて政府全体の統計ガバナンスの確立が図られるよう、統計委員会は総務省に対し、以下のとおり要請する。

- ・ 各府省における概算要求等の検討に資するため、本建議の内容を各府省の統計幹事等に十分周知するとともに、要求後は、ヒアリング等を通じて統計リソースに関する各府省の要求状況を把握するとともに、統計委員会に報告すること。
- ・ 「令和4年度各府省統計調査計画等審査」において、本建議の内容を的確に反映するとともに、概算要求等の前からこのような審査方針を各府省に丁寧に説明し、要求及び審査の円滑化を図ること。
- ・ 令和4年度の政府予算案や機構・定員要求の審査結果が明らかとなった後、各府省における統計リソースの確保と既存リソースの再配分・最適配置の状況を把握するとともに、その結果を統計委員会に報告すること。